

第4回多賀城市感染症対策本部会議決定事項

令和2年2月28日

- 1 多賀城市の公立小学校・中学校については、政府からの要請により、3月2日(月)から春休みが開始する3月25日(水)の前日までの期間、臨時休業とする。
- 2 放課後児童クラブについては、感染予防策を十分に講じた上で小学校が臨時休業の間、長期休業期間と同様の対応で開所する。
- 3 市のイベント等については、第3回多賀城市感染症対策本部会議で決定した方針をもとに、各部において再検討する。
- 4 シルバーヘルスプラザについては、リスクの高い高齢者が利用する施設であるため、3月4日(水)から14日(土)まで臨時休館とする。その後については、状況により再度決定する。
- 5 各施設の使用料については、2月20日(木)から3月31日(火)までの間、新型コロナウイルスを理由に使用を控えた場合は、使用料の全額を返還する。